

**答 申 書**  
**( 答 申 第 332 号 )**

令和3年(2021年)5月24日

---

**1 審査会の結論**

北海道教育委員会が、開示請求に係る公文書について、別紙1の2の表「非開示とした部分」欄に掲げる情報のうち、同表「開示すべき部分」欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の情報を非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙2のとおり（省略）

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、北海道における「令和元年度実施 教員採用選考試験」（あるいはそれに相当する名称）について、以下の内容が記載された文書一式（単に教員採用試験の受験者向け要項を請求するものではなく、合格者決定に際してその経緯が仔細にわかるもの）である。

ア 選考基準関係公文書

- ・ 選考基準及び選考手順
- ・ 各試験種目の得点配分
- ・ 第1次選考試験合格者数等の試験結果の概要
- ・ 基本的な考え方

イ 筆記試験解答関係公文書

- ・ 筆記試験の解答例の客観問題に係る部分のうち、論述問題に係る部分と密接な関連を有しない部分及び論述問題に係る部分と密接に関連する部分のうち開示することにより採点事務に支障が生じるおそれがないと実施機関が認める部分
- ・ 配点
- ・ 評価の観点及び採点基準
- ・ 出題意図
- ・ 実技試験評価表
- ・ 筆記試験の問題

ウ 採点関係公文書

- ・ 試験の目的及び設問の趣旨
- ・ 評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイント
- ・ 判定会が招集された場合の措置
- ・ 論文試験の問題

エ 面接試験関係公文書

- ・ 評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階
- ・ 受験者に配布される書面の様式部分、試験会場の掲示物の内容、試験会場において受験者に対して伝達される内容、試験の日時及び場所
- ・ 面接試験の目的、実施方法及び判定会招集の場合の措置
- ・ 面接試験委員が面接を実施する上での留意点
- ・ 第1次試験合格者数等の試験結果の概要
- ・ 面接試験における質問例

オ 問題作成関係公文書

- ・ 試験時間、集団面接の方法並びに問題及び試験結果の開示についての対応に係る情報
- ・ 試験の基本的な考え方、試験において把握しようとする受験者の資質及び能力、問題作成の基本的な方針並びに実技試験の内容等
- ・ 試験種目、試験会場及び試験実施日
- ・ 筆記試験の配点

カ 試験実施関係公文書

- ・ 試験当日の時間割及び実施する試験の概要
- ・ 試験関係者の業務内容、試験係員からの受験者への説明、校舎配置図、会場設営方法及び判定会招集の場合の措置
- ・ 試験期日、試験会場及び試験種目

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の1(1)ないし(9)に掲げる文書を対象公文書（以下「本件公文書」という。）として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者選考検査面接実施要領における記載内容の一部及び日程表における面接者の所属・氏名が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、令和2年7月27日付け教職第1301号により、公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その余の公文書については、公文書開示決定処分を行った。

なお、その後、開示請求者からの申出により、実施機関は、本件公文書のうち、「第2次検査を受検する皆さんへ」、「個別面接検査の内容」及び「平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者選考検査面接実施要領」の各写しを開示請求者に交付した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の取消し及び実施機関が非開示とした部分の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 6号情報該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

また、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

イ 請求人は、本件処分において実施機関が非開示とした部分について、個人情報以外の部分については全て開示することを求め、審査請求書の附属資料として、静岡県が行った教員採用選考試験関係書類の部分開示決定に対する異議申立てに関し、静岡県情報公開審査会が、面接試験の目的や具体的な質問例等が記録されている面接試験に係る公文書を開示すべきとした答申（平成17年10月25日付け静情審第52号）を提出し、当該答申の内容を請求人の主張として援用している。

ウ 実施機関は、本件処分において非開示とした部分は、開示することにより、受検者が評価方法や選考基準を意識した偏った受検対策を取ることが懸念され、受検者本人の本来の資質、能力を多面的に評価することが困難になり、検査の公正、円滑な実施が著しく困難になることから、非

開示情報に該当すると主張する。

エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした情報は、平成32(2020)年度北海道公立学校教員採用候補者選考検査面接実施要領(以下「要領」という。)に記載されており、以下のように大別される。

(ア) 総合評価及び評定に関すること

(イ) 受検者を評価するための着眼点

(ウ) 面接における面接者の役職

(エ) 面接における質問例及び質問の意図

(オ) 面接の質問に対する回答を評価するための要点

要領の1ページの2の(1)、2ないし5ページの各表「評定項目」欄の一部及び3列目並びに8ないし13ページの各表3列目には、(ア)の情報が記載されており、要領6ページの一部には、(ウ)の情報が記載されている。これら(ア)及び(ウ)の情報は、受検者であれば一般的に想定できるものであり、これらを開示したとしても、面接検査において、実施機関が主張するような、受検者本人の本来の資質、能力を多面的に評価することが困難になり、面接検査の公正、円滑な実施が著しく困難になるとは認められないため、実施機関が、これらの情報を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであると判断する。

次に、要領の7ページの4の(1)及び8ないし13ページの各表「質問例」欄には、(エ)の情報が記載されており、要領の8ないし13ページの各表2列目には、(オ)の情報が記載されている。受検者が、これらの情報を事前に入手した場合、質問例に対する適格な回答をあらかじめ準備して面接に臨むことができるようになると想定され、面接が形式的な回答を述べる場になることで、限られた時間の中で、面接者が受検者の資質等を多面的に評価することが困難になるおそれがあることから、選考検査の公正、円滑な実施に著しい支障が生じると認められるため、実施機関が非開示としたことは妥当であると判断する。

また、要領の2ないし5ページの各表2列目には、(イ)の情報が記載されており、当該情報は、本件処分においてすでに開示されている、実施機関が教員に求める人材やそれを評価するための項目をより具体化したものであると認められる。当該情報の性質に鑑みると、その全てを非開示としなければ、選考検査を公正、円滑に実施することができないとは認められず、むしろ、受検者に対し、教員として求められる具体的な人物像を提示し、自己研さんを促すという意味において、実施機関は、これらの情報を積極的に公にしていくべきものであると考えられる。

しかしながら、当該情報の中には、前記において、実施機関が非開示としたことは妥当であると判断した(エ)及び(オ)の情報並びにそれらを推測できる情報が含まれていることが認められることから、当該情報の全てを開示してしまうと、実施機関が主張するように、面接が形式的な回答を述べる場となることで、面接者が、受検者の資質等を多面的に評価することが困難になるおそれがあると認められる。

そこで、条例第10条第3項の規定により、当該情報のうち、(エ)及び(オ)の情報並びにそれらを推測できる情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるか否か検討したところ、別紙1の2の表「開示すべき部分」欄に記載のとおり分離することができ、同欄に掲げる情報については、開示したとしても、選考検査の公正、円滑な実施に著しい支障が生じると認められず、開示すべきであると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年11月27日	○ 諮問書の受理（諮問番号 639） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定通知書及び公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩対象公文書の写し）の提出
令和2年12月11日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和3年2月17日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を説明 ○ 審議
令和3年3月18日 （第三部会）	○ 審議
令和3年4月21日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回審査会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申

別紙 1

1 本件処分において、実施機関が特定した対象公文書

- (1) 第1次選考結果の開示請求について
- (2) 第2次選考結果の開示請求について
- (3) 第2次検査を受検する皆さんへ
- (4) 個別面接検査の内容
- (5) 令和2年度（2020年度）北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査第1次検査結果及び令和2年度（2020年度）北海道公立学校教員採用候補者特別選考検査志願者の状況
- (6) 実技検査判定表
- (7) 校舎配置図
- (8) 平成32（2020）年度北海道公立学校教員採用候補者選考検査面接実施要領
- (9) 日程表

2 審査会が開示すべきと判断する部分

公文書の名称	非開示とした部分	開示すべき部分
平成32（2020年度）北海道公立学校教員採用候補者選考検査面接実施要領	1 ページ目「2 評定(1) 総合評価」の記述及び表	全て
	2 ページ目「(2) 各評価項目」の表中1列目の記述	全て
	2 ページ目「(2) 各評価項目」の表中2列目の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 段目の項目名</li> <li>・ 2 段目 1 行目、3 行目、6 行目、9 行目及び 12 行目の記述</li> <li>・ 3 段目 1 行目、3 行目、5 行目、8 行目及び 10 行目の記述</li> <li>・ 4 段目 1 行目、3 行目、5 行目及び 8 行目の記述</li> </ul>
	2 ページ目「(2) 各評価項目」の表中3列目の記述	全て
	3 ページ目の表中1列目の記述	全て
	3 ページ目の表中2列目の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 段目 2 行目の記述</li> <li>・ 2 段目 1 行目、3 行目、5 行目及び 7 行目の記述</li> <li>・ 3 段目 1 行目、3 行目及び 6 行目の記述</li> <li>・ 4 段目 1 行目、3 行目及び 6 行目の記述</li> <li>・ 5 段目 1 行目、4 行目及び 7 行目の記述</li> </ul>
	3 ページ目の表中3列目の記述	全て
	4 ページ目の表中1列目の記述	全て
4 ページ目の表中2列目の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 段目 1 行目、3 行目及び 5 行目の記述</li> <li>・ 2 段目 1 行目、3 行目及び 6 行目の記述</li> <li>・ 3 段目 1 行目、4 行目、7 行目及び 10 行目の記述</li> <li>・ 4 段目 1 行目、3 行目、5 行目及び 7 行目の記述</li> <li>・ 5 段目 1 行目及び 4 行目の記述</li> </ul>	

4 ページ目の表中 3 列目の記述	全て
5 ページ目の表中 1 列目の記述	全て
5 ページ目の表中 2 列目の記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 段目 3 行目及び 5 行目の記述</li> <li>・ 2 段目 1 行目及び 4 行目の記述</li> <li>・ 3 段目 1 行目及び 4 行目の記述</li> <li>・ 4 段目 1 行目及び 4 行目の記述</li> </ul>
5 ページ目の表中 3 列目の記述	全て
6 ページ目「3 面接の進め方(1) 面接 I 及び(2) 面接 II」の一部の記述	全て
8 ページ目「(2)面接 I」の表中 2 列目の記述	1 段目の項目名
8 ページ目「(2)面接 I」の表中 3 列目の記述	全て
9 ないし 13 ページ目の表中 3 列目の記述	全て